

# 熊本県公報

号外 第44号  
平成17年9月30日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 条 例

- 熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………(私学文書課) 6
- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例……………(財 政 課) 7
- 熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利  
用に関する条例……………(情報企画課) 8
- 熊本県国民健康保険調整交付金条例……………(国保・老人医療課) 10
- 熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例……………(障害者支援総室) 11
- 熊本県難聴幼児通園施設条例の一部を改正する条例……………( " ) 13
- 熊本県身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例……………( " ) 14
- 熊本県身体障害者福祉ホーム条例の一部を改正する条例……………( " ) 15
- 熊本県身体障害者更生施設条例の一部を改正する条例……………( " ) 16
- 熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例……………( " ) 17
- 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に  
関する条例の一部を改正する条例……………(健康危機管理課) 18
- 熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例  
……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 18
- 熊本県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例……………(交通安全・青少年課) 19
- 熊本県テクノポリスセンター条例を廃止する条例……………(産業支援課) 19
- 熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例……………(会 計 課) 19
- 熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………(企 業 局) 19
- 熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条  
例の一部を改正する条例……………(教育委員会) 19
- 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を  
改正する条例……………(県 警 本 部) 21

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることとした。(第2条第2号関係)
- 2 登録対象事務の登録及び閲覧の義務について、国の安全に関する事務の場合等の例外規定を追加することとした。(第6条第4項及び第5項関係)
- 3 個人情報の本人収集原則について、公安委員会又は警察本部長が個人の生命の保護、犯罪の予防等を目的として収集する場合の例外規定を追加することとした。(第7条第3項関係)
- 4 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集の制限について、公安委員会又は警察本部長が個人の生命の保護、犯罪の予防等を目的として収集する場合の例外規定を追加することとした。(第7条第5項関係)
- 5 個人情報の目的外提供の制限について、公安委員会又は警察本部長が個人の生命の保護、犯罪の予防等を目的として提供する場合の例外規定を追加することとした。(第8条第2項関係)
- 6 個人情報のオンライン結合による提供の制限について、公安委員会又は警察本部長が警察庁等に提供する場合の例外規定を追加することとした。(第9条第2項関係)
- 7 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- 8 この条例の施行の際現に公安委員会及び警察本部長により行われている登録対象事務についての改正後の熊本県個人情報保護条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とすることとした。(附則第2項関係)

### ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 警備業法（昭和47年法律第117号）の一部改正に伴う現任警備員指導教育責任者講習受講手数料の新設等を行うこととした。
  - (1) 新たに手数料を設けるもの
    - ① 現任警備員指導教育責任者講習受講手数料 5,000円
    - ② 警備業検定合格証明書交付申請手数料 10,000円
    - ③ 警備業検定合格証明書書換申請手数料 2,200円
    - ④ 警備業検定合格証明書再交付申請手数料 2,000円
    - ⑤ 旧警備業検定に合格した者に対する審査申請手数料 4,700円
  - (2) 手数料の額を改定するもの
    - ① 警備業認定証再交付申請手数料 2,100円→2,000円
    - ② 警備員指導教育責任者講習受講手数料 37,000円→講習1時間につき1,200円
    - ③ 警備員指導教育責任者資格者証書換申請手数料 2,100円→2,000円
    - ④ 警備員指導教育責任者資格者証再交付申請手数料 1,900円→1,800円
    - ⑤ 警備業検定申請手数料 23,000円ほか→16,000円ほか
    - ⑥ 機械警備業務管理者資格者証書換申請手数料 2,100円→2,000円
    - ⑦ 機械警備業務管理者資格者証再交付申請手数料 1,900円→1,800円
  - (3) 関係条項の整理を行うもの
    - ① 警備業法の一部改正に伴う条項の整理
    - ② 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う条項の整理
- 2 施行期日  
この条例は、平成17年11月21日から施行する。ただし、1(3)②については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第44号）の施行の日から施行することとした。
- 3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部改正  
この条例による手数料の新設、改定及び関係条項の整理に伴い、熊本県収入証紙条例の一部を改正することとした。

#### ◇熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

- 1 この条例は、書面に係る電磁的記録による保存等を行うことを可能にするための共通事項を定めることにより、書面の保存等に要する負担軽減を通じて県民の利便性の向上、県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (第1条関係)
- 2 民間事業者等、書面、電磁的記録及び保存等のこの条例で使用する主要用語について定めることとした。 (第2条関係)
- 3 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録による保存を行うことができることを定めることとした。 (第3条関係)
- 4 書面の保存の電子化容認の意義が失われないよう、民間事業者等は、保存に付随して行われる書面の作成及び縦覧等のうち、当該条例等の規定により書面により行わなければならないとされているものについても、規則で定めるところにより、電磁的記録により行うことができることを定めることとした。 (第4条～第5条関係)
- 5 3、4により行われた電磁的記録による保存等については、個別条例等に規定する書面により行われたものとみなし、本来の書面による保存等に対し適用される規定と同じ個別条例等の規定を適用することを定めることとした。 (第3条～第5条関係)
- 6 この条例の規定に基づく規則の制定改廃に伴い、合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む）をとることができることを定めることとした。 (第6条関係)
- 7 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。 (第7条関係)
- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 9 立入検査規定について、検査対象である書面を電磁的記録により保存した際、書面に加え、当該書面に係る電磁的記録も検査対象に含む旨の規定を設けることとした。 (附則第2項、附則第4項～附則第10項関係)
- 10 熊本県税条例で書面による保存を義務づけている帳簿の備付けについて、電磁的記録による保存を認める場合に、地域振興局長等の承認が必要である旨の規定を設けることとした。 (附則第3項関係)

#### ◇熊本県国民健康保険調整交付金条例

- 1 熊本県国民健康保険調整交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定めることとした。 (第1条関係)
  - (1) 交付金の総額は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条第2項第1号に規定する算定対象額の100分の7に相当する額とすることとした。 (第2条関係)

- (2) 交付金の種類は、普通調整交付金及び特別調整交付金とすることとした。(第3条第1項関係)
- (3) 普通調整交付金は、①又は②に掲げる事項の市町村間における格差を勘案して、知事が定めるところにより交付することとした。(第3条第2項関係)
- ① 法第70条第1項第1号に規定する一般被保険者(以下同じ。)に係る所得及び一般被保険者の数並びに国民健康保険の被保険者のうち介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する被保険者に係る所得及び当該被保険者の数
- ② 次のア及びイに掲げる額の合算額
- ア 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額の合算額
- イ 介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額
- (4) 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化のために国民健康保険料又は国民健康保険税の収納率の向上、医療費の適正化に努めていることその他特別の事情がある市町村に対し、知事が定めるところにより交付することとした。(第3条第3項関係)
- (5) 普通調整交付金の総額は、第2条に規定する交付金の総額の7分の6に相当する額とすることとした。(第3条第4項関係)
- (6) 特別調整交付金の総額は、第2条に規定する交付金の総額の7分の1に相当する額とすることとした。(第3条第5項関係)
- (7) 特別調整交付金の総額が各市町村に対して交付すべき額の合計額を超える場合は、その超過額は、普通調整交付金の総額に加算するものとし、各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たない場合においては、その不足額は、普通調整交付金の総額を減額してこれに充てるものとする(第3条第6項関係)
- (8) この条例に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が定めるところとした。(第4条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成17年度における交付金から適用することとした。(附則第1項関係)
- 3 平成17年度における第2条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第25号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項に規定する額とすることとした。(附則第2項関係)
- 4 平成17年度における普通調整交付金の総額は、第3条第4項の規定にかかわらず、3に規定する交付金の総額の5分の4に相当する額とすることとした。(附則第3項関係)
- 5 平成17年度における特別調整交付金の総額は、第3条第5項の規定にかかわらず、3に規定する交付金の総額の5分の1に相当する額とすることとした。(附則第4項関係)
- 6 平成18年度における第2条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第4条第5項に規定する額とすることとした。(附則第5項関係)
- 7 平成19年度における第2条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第5条第4項に規定する額とすることとした。(附則第6項関係)

◇熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例

- 1 社会復帰施設の管理に指定管理者制度の導入を図るため関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の熊本県精神障害者社会復帰施設条例第7条の規定により管理を委託している社会復帰施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。
- 4 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第14条第1項の規定により社会復帰施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができることとした。
- 5 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行うおとす法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする(第4条関係)

## ◇熊本県難聴幼児通園施設条例の一部を改正する条例

- 1 通園施設の管理に指定管理者制度の導入を図るため関係規定を整備することとした。
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い関係規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の熊本県難聴幼児通園施設条例第4条の規定により管理を委託している通園施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。
- 5 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第6条第1項の規定により通園施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号。次項において「手續条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができることとした。
- 6 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行うおとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

## ◇熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

- 1 授産施設の管理に指定管理者制度の導入を図るため関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の熊本県知的障害者授産施設条例第4条の規定により管理を委託している授産施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。
- 4 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第6条第1項の規定により授産施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号。次項において「手續条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができることとした。
- 5 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行うおとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

## ◇熊本県身体障害者福祉ホーム条例の一部を改正する条例

- 1 福祉ホームの管理に指定管理者制度の導入を図るため関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の熊本県身体障害者福祉ホーム条例第8条の規定により管理を委託している福祉ホームの管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。
- 4 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第10条第1項の規定により福祉ホームの管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号。次項において「手續条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができることとした。
- 5 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行うおとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

## ◇熊本県身体障害者更生施設条例の一部を改正する条例

- 1 更生施設の管理に指定管理者制度の導入を図るため関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の熊本県身体障害者更生施設条例第4条の規定により管理を委託している更生施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。
- 4 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第6条第1項の規定により更生施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号。次項において「手續条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができることとした。
- 5 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行うおとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。



め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとするものとした。

◇熊本県身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例

- 1 授産施設の管理に指定管理者制度の導入を図るため関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の熊本県身体障害者授産施設条例第4条の規定により管理を委託している授産施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例によることとした。
- 4 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第6条第1項の規定により授産施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができることとした。
- 5 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとするものとした。

◇熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 老人福祉法及び介護保険法の一部改正に伴い、次のように用語の整理を行うこととした。
  - ・痴呆対応型老人共同生活援助事業を認知症対応型老人共同生活援助事業に改めることとした。
  - ・痴呆対応型共同生活介護事業を認知症対応型共同生活介護事業に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

- 1 法第44条の3の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第9条の規定を読み替えて適用する場合の条例で定める保存、作成及び縦覧等について、次のとおり定めることとした。
  - ア 条例で定める保存 法第14条において準用する民法（明治29年法律第89号）第51条第1項（法人の設立の時に限る。）、第28条第1項及び第35条第1項に規定する書面の備置き
  - イ 条例で定める作成 法第14条において準用する民法第51条第1項（法人の設立の時に限る。）、第28条第1項及び第35条第1項に規定する書面の作成
  - ウ 条例で定める縦覧等 法第28条第2項に規定する書面の閲覧
- 2 1により書面の保存、作成又は縦覧等に代えて当該書面の係る電磁的記録の保存、作成又は縦覧等を行う場合の方法については、熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年熊本県条例第72号）の例によるものとする。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県交通安全対策会議条例第3条第4項中の日本道路公団を西日本高速道路株式会社に変更することとした。
- 2 この条例は、平成17年10月1日から施行することとした。

◇熊本県テクノポリスセンター条例を廃止する条例

- 1 熊本県テクノポリスセンター条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例

- 1 電子情報処理組織を使用して行った申請等に係る手数料等については、規則で定める方法により徴収することができることとした。（第2条関係）
- 2 規定中の文言を整理することとした。（第5条及び第7条第1項関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第2条の改正規定は、平成17年12月1日から施行することとした。

◇熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県営有料駐車場の収容台数を333台から298台に変更することとした。
- 2 この条例は、平成17年11月1日から施行することとした。

## ◇熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の傷病補償と障害補償の内容を改める政令の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。
  - (1) 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の障害補償等に係る手指及び眼の障害の等級の改定を行うこととした。(別表第3関係)
  - (2) 別表第二及び別表第三について、所要の用語の整理を行うこととした。(別表第2及び別表第3関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## ◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 平成18年2月27日、熊本県大津警察署が管轄する菊池郡合志町及び熊本県菊池警察署が管轄する同郡西合志町が合併し、合志市が設置されることに伴い、警察業務の効率的遂行、住民の利便性等を考慮し、菊池郡西合志町を熊本県菊池警察署の管轄から熊本県大津警察署の管轄に変更することとし、関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、平成18年2月27日から施行することとした。

## 条 例

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第70号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「監査委員」の次に「、公安委員会、警察本部長」を加える。

第6条第4項中「県の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を含む。以下同じ。)又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務その他熊本県個人情報保護制度審議会(以下この章において「審議会」という。)の意見を聴いた上で実施機関が定める事務」を「次に掲げる個人情報取扱事務」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 県の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を含む。以下同じ。)又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
- (2) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務
- (3) 犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、熊本県個人情報保護制度審議会(以下この章において「審議会」という。)の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務

第6条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会及び警察本部長は、第1項各号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を記載せず、又は当該個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

第7条第3項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

第7条第5項中「法令等に定めがあるとき、又は審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるとき。

第8条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定するもの以外のもに個人情報を提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると

認められるとき。  
第9条第2項中「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときに限り、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。この場合において、実施機関は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その提供の内容を変更するときも、同様とする」を「次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を提供することができる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公安委員会又は警察本部長が専用回線を通じて警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公安委員会及び警察本部長により行われている登録対象事務についての改正後の熊本県個人情報保護条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とする。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第71号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第358号中「第59条の2第5項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第5項」に改め、同項第359号中「第59条の2第9項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第9項」に改め、同項第360号中「第59条の2第10項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第10項」に改め、同項第571号中「第4条の2第5項」を「第5条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同項第572号中「第4条の4第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第573号中「第6条第3項」を「第11条第3項」に改め、同項第574号から第582号までを次のように改める。

- (574) 警備業法第22条第2項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請に対する審査  
警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料 9,800円
  - (575) 警備業法第22条第2項第1号の規定に基づく警備員指導教育責任者講習  
警備員指導教育責任者講習受講手数料 講習1時間につき1,200円
  - (576) 警備業法第22条第5項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え  
警備員指導教育責任者資格者証書換申請手数料 2,000円
  - (577) 警備業法第22条第6項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の再交付  
警備員指導教育責任者資格者証再交付申請手数料 1,800円
  - (578) 警備業法第22条第8項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習  
現任警備員指導教育責任者講習受講手数料 5,000円
  - (579) 警備業法第23条第1項の規定に基づく検定の実施  
警備業検定申請手数料  
ア 警備業務の種別（警備業法第18条に規定する種別をいう。以下この号において同じ。）のうち、警備業法第2条第1項第1号に掲げる警備業務に係るものに係る検定 16,000円  
イ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。） 14,000円  
ウ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（イに規定するものを除く。） 13,000円  
エ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第3号に掲げる警備業務に係るものに係る検定 16,000円
  - (580) 警備業法第23条第4項の規定に基づく合格証明書の交付  
警備業検定合格証明書交付申請手数料 10,000円
  - (581) 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく合格証明書の書換え  
警備業検定合格証明書書換申請手数料 2,200円
  - (582) 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第6項の規定に基づく合格証明書の再交付  
警備業検定合格証明書再交付申請手数料 2,000円
- 第2条第1項第582号の次に次の5号を加える。
- (582) の 2 警備業法第42条第2項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交付の申請に対する審査  
機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料 9,800円
  - (582) の 3 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習

- 機械警備業務管理者講習受講手数料 38,000 円  
 (582) の 4 警備業法第 42 条第 3 項において準用する同法第 22 条第 5 項の規定に基づ  
 く機械警備業務管理者資格者証の書換え  
 機械警備業務管理者資格者証書換申請手数料 2,000 円  
 (582) の 5 警備業法第 42 条第 3 項において準用する同法第 22 条第 6 項の規定に基づ  
 く機械警備業務管理者資格者証の再交付  
 機械警備業務管理者資格者証再交付申請手数料 1,800 円  
 (582) の 6 警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条の規  
 定に基づく同法による改正前の警備業法第 11 条の 2 の規定による検定に合格した者  
 に対する審査  
 旧警備業検定に合格した者に対する審査申請手数料 4,700 円  
 附 則

- 1 この条例は、平成 17 年 11 月 21 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 358 号から  
 第 360 号までの改正規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の  
 一部を改正する法律（平成 17 年法律第 44 号）の施行の日から施行する。  
 2 熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。  
 別表第 1 手数料の項中第 521 号を削り、第 522 号を第 521 号とし、第 523 号を第 522 号  
 とし、第 524 号を第 523 号とし、第 525 号を第 524 号とし、同号の次に次の 5 号を加える。

	525	現任警備員指導教育責任者講習受講手数料
	525 の 2	警備業検定申請手数料
	525 の 3	警備業検定合格証明書交付申請手数料
	525 の 4	警備業検定合格証明書書換申請手数料
	525 の 5	警備業検定合格証明書再交付申請手数料
別表第 1 手数料の項	第 529 号	の次に次の 1 号を加える。
	529 の 2	旧警備業検定に合格した者に対する審査申請手数料

熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例を  
 ここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県条例第 72 号

熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例  
 (目的)

第 1 条 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子  
 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法  
 法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることに  
 より、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽  
 減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な  
 発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに  
 による。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2  
 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定す  
 る企業管理規程を含む。）をいう。
- (2) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないもの  
 とされている民間事業者その他の者（国の機関並びに地方公共団体及び  
 その機関を除く。）をいう。
- (3) 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人  
 の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することが  
 できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される  
 ものをいう。
- (5) 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備  
 え置き、備え付け、又は常備することをいう。
- (6) 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製す  
 ることをいう。
- (7) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載するこ  
 とをいう。
- (8) 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しく  
 は閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。
- (9) 保存等 保存、作成又は縦覧等をいう。

(電磁的記録による保存)

第 3 条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面によ  
 り行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、  
 当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該

書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

- 第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則で定めるものに限る。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(規則で定めるものに限る。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(規則の制定改廃に伴う経過措置)

- 第6条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(規則への委任)

- 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本県種雄畜条例の一部改正)

- 2 熊本県種雄畜条例(昭和28年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「種付台帳」の次に「(その作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(熊本県税条例の一部改正)

- 3 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第14条第7項中「この項」を「この条」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 8 販売業者は、前項の規定により備え付けるべき帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、地域振興局長等の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付けをもって当該承認を受けた帳簿の備付けに代えることができる。

(熊本県立自然公園条例の一部改正)

- 4 熊本県立自然公園条例(昭和33年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「帳簿、書類」を「帳簿又は書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」に改める。

(熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

- 5 熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第93条第1項中「帳簿書類」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(熊本県消費生活条例の一部改正)

- 6 熊本県消費生活条例(昭和52年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「、帳簿、書類」を「、帳簿又は書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

- う。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」に改める。  
(熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)
- 7 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。  
第13条第2項中「帳簿書類」の次に「(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。  
(熊本県地下水保全条例の一部改正)
- 8 熊本県地下水保全条例(平成2年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。  
第38条第1項中「帳簿書類」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。  
(熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部改正)
- 9 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(平成7年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。  
第18条第4項中「書類」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。  
(熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部改正)
- 10 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。  
第22条第1項中「書類」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加え、第31条第1項中「書類」の次に「(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

熊本県国民健康保険調整交付金条例をここに公布する。  
平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県条例第73号

熊本県国民健康保険調整交付金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)

第72条の2第1項の規定に基づき、熊本県国民健康保険調整交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の総額)

第2条 交付金の総額は、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の100分の7に相当する額とする。

(交付金の種類及び交付)

第3条 交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。

2 普通調整交付金は、第1号又は第2号に掲げる事項の市町村間における格差を勘案して、知事が定めるところにより交付する。

(1) 法第70条第1項第1号に規定する一般被保険者(この号及び次号アにおいて同じ。)に係る所得及び一般被保険者の数並びに国民健康保険の被保険者のうち介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する被保険者に係る所得及び当該被保険者の数

(2) ア及びイに掲げる額の合算額

ア 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額の合算額

イ 介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額

3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化のために国民健康保険料又は国民健康保険税の収納率の向上、医療費の適正化に努めていることその他特別の事情がある市町村に対し、知事が定めるところにより交付する。

4 普通調整交付金の総額は、前条に規定する交付金の総額の7分の6に相当する額とする。

5 特別調整交付金の総額は、前条に規定する交付金の総額の7分の1に相当する額とする。

- 6 前項の特別調整交付金の総額が、第3項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超える場合においては、その超過額は、第4項の普通調整交付金の総額に加算し、第3項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たない場合においては、その不足額は、第4項の普通調整交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。  
(雑則)
- 第4条 この条例に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。  
附 則  
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年度における交付金から適用する。  
(平成17年度の特例)
- 2 平成17年度における第2条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第25号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項に規定する額とする。
- 3 平成17年度における普通調整交付金の総額は、第3条第4項の規定にかかわらず、前項に規定する交付金の総額の5分の4に相当する額とする。
- 4 平成17年度における特別調整交付金の総額は、第3条第5項の規定にかかわらず、附則第2項に規定する交付金の総額の5分の1に相当する額とする。  
(平成18年度の特例)
- 5 平成18年度における第2条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第4条第5項に規定する額とする。  
(平成19年度の特例)
- 6 平成19年度における第2条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第5条第4項に規定する額とする。

熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第74号

- 熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例  
熊本県精神障害者社会復帰施設条例(平成6年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「昭和25年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「社会復帰促進」を「社会復帰の促進」に改める。
- 第8条を第18条とし、第7条を削り、第6条を第10条とし、同条の次に次の7条を加える。  
(熊本県あかね生活支援センターに入場することのできる時間)
- 第11条 熊本県あかね生活支援センターに入場することのできる時間は、午前8時から午後9時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の入場することのできる時間を変更することができる。  
(熊本県あかね生活支援センター利用者の登録)
- 第12条 知事は、熊本県あかね生活支援センターを利用する者(次項において「支援センター利用者」という。)について登録を行うものとする。
- 2 前項の登録は、支援センター利用者の申込みに基づかなければならない。  
(入場の制限等)
- 第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、熊本県あかね生活支援センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。
- (1) 熊本県あかね生活支援センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがある者
- (2) この条例又は熊本県あかね生活支援センターの管理の業務に従事する者の指示に違反した者
- (3) その他熊本県あかね生活支援センターの管理上支障があると認められる者  
(指定管理者による管理)
- 第14条 社会復帰施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により社会復帰施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条及び第11条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、社会復帰施設の業務を行わない日を変更し、若しくは別に定め、又は業務を行う時間若しくは入場することのできる時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により社会復帰施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条まで並びに第12条及び第13条の規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により社会復帰施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が社会復帰施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条(前項の規



定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請又は第12条(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による登録の申込みは、当該指定管理者にされた許可の申請又は登録の申込みとみなす。

- 5 第1項の規定により社会復帰施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が社会復帰施設の管理を行うこととされた期間前に第6条(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者又は第12条(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により登録された者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者又は登録された者とみなす。  
(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に掲げる業務
- (2) 社会復帰施設(熊本県あかね生活支援センターを除く。)の利用の許可に関する業務
- (3) 熊本県あかね生活支援センターの利用者の登録に関する業務
- (4) 社会復帰施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が社会復帰施設の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった社会復帰施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により社会復帰施設の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第5条を第9条とする。

第4条中「前条の許可を受けた者(次条において「利用者」という。)」を「利用者」に、「又は」を「又は」に改め、同条第3号中「許可」を「利用の許可」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加え、同条を第8条とする。

(3) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

第3条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

- 2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(利用の許可の基準)

第7条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないことができる。

- (1) 利用の目的を達成することができないと認めるとき。
- (2) 社会復帰施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 居室その他の設備を利用させることが社会復帰施設の管理上支障があるとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けようとしたとき。

第2条の次に次の3条を加える。

(業務)

第3条 熊本県あかね荘は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第6条に規定する利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に生活の場を提供し、併せて、社会適応に必要な訓練及び指導を行うこと。
- (2) 必要に応じて利用者の就労の援助を行うこと。
- (3) その他利用者の社会復帰の促進を図るために必要な業務

2 熊本県あかねホームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 利用者に居室その他の設備を利用させることにより、日常生活に必要な訓練及び指導を行い、その生活能力を養成すること。
- (2) その他利用者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るために必要な業務

3 熊本県あかねワークセンターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 利用者に必要な訓練及び指導を行い、その就労能力を養成すること。
- (2) その他利用者の社会復帰の促進を図るために必要な業務

4 熊本県あかね生活支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 法第49条第1項後段の規定による助言を行うこと。
- (3) 保健所、福祉事務所、社会復帰施設等との連絡調整を行うこと。
- (4) その他精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るために必要な業務

(業務を行わない日)

第4条 熊本県あかね荘、熊本県あかねホーム及び熊本県あかね生活支援センターは、無休とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、業務を行わない日を定めることができる。

3 熊本県あかねワークセンターの業務を行わない日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に該当する日を除く。）
- 4 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項に規定する業務を行わない日を変更し、又は別に業務を行わない日を定めることができる。  
（業務を行う時間）
- 第5条 熊本県あかねワークセンターの業務を行う時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の業務を行う時間を変更することができる。
- 附 則  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県精神障害者社会復帰施設条例第7条の規定により管理を委託している社会復帰施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第14条第1項の規定により社会復帰施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号。次項において「手續条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

熊本県難聴幼児通園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第75号

熊本県難聴幼児通園施設条例の一部を改正する条例

熊本県難聴幼児通園施設条例（昭和56年熊本県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条」を「第43条の2」に改める。

第5条を第10条とし、第4条を削り、第3条の次に次の6条を加える。

（業務を行わない日）

第4条 通園施設の業務を行わない日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで（前2号に該当する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の業務を行わない日を変更し、又は別に業務を行わない日を設けることができる。

（業務を行う時間）

第5条 通園施設の業務を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日については、午前9時から午後零時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の業務を行う時間を変更することができる。

（指定管理者による管理）

第6条 通園施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により通園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、前2条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、通園施設の業務を行わない日を変更し、若しくは別に定め、又は業務を行う時間を変更することができる。

（指定管理者の業務）

第7条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 通園施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が通園施設の管理上必要と認める業務

（原状回復義務）

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった通園施設の施設及び設備を速やかに原状に

回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第9条 故意又は過失により通園施設の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県難聴幼児通園施設条例第4条の規定により管理を委託している通園施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

(指定管理候補者の選定の特例)

3 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第6条第1項の規定により通園施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年条例第44号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

熊本県身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第76号

熊本県身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例

熊本県身体障害者授産施設条例（昭和56年熊本県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(業務を行わない日)

第4条 授産施設は、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、業務を行わない日を定めることができる。

第6条を第11条とする。

第5条第1項を次のように改める。

第5条の規定にかかわらず、授産施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に授産施設において法第5条第5項の身体障害者授産施設支援を受ける者が納める授産施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を收受させることができる。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった授産施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により授産施設の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第4条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第5条 授産施設において法第5条第5項の身体障害者授産施設支援を受ける者は、法第17条の10第2項第1号に掲げる額を使用料として納めなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 授産施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により授産施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、授産施設の業務を行わない日を定めることができる。

(指定管理者の業務)

第7条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 授産施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が授産施設の管理上必要と認める業務

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県身体障害者授産施設条例第4条の規定により管理を委託している授産施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。  
(指定管理候補者の選定の特例)
- 3 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第6条第1項の規定により授産施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号。次項において「手續条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

熊本県身体障害者福祉ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第77号**

熊本県身体障害者福祉ホーム条例の一部を改正する条例

熊本県身体障害者福祉ホーム条例（昭和60年熊本県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条を第14条とし、第8条を削り、第7条を第9条とし、同条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第10条 福祉ホームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により福祉ホームの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、福祉ホームの業務を行わない日を定めることができる。
- 3 第1項の規定により福祉ホームの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第7条までの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により福祉ホームの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が福祉ホームの管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により福祉ホームの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が福祉ホームの管理を行うこととされた期間前に第5条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 福祉ホームの使用の許可に関する業務
- (3) 福祉ホームの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が福祉ホームの管理上必要と認める業務  
(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった福祉ホームの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。  
(損害賠償)

第13条 故意又は過失により福祉ホームの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第6条を第8条とする。

第5条各号列記以外の部分中「前条第1項」を「第5条第1項」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第3号中「許可」を「使用の許可」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「前条第2項」を「第5条第2項」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加え、同条を第7条とする。

(1) 使用の目的を達成することができないと認めるとき。

第4条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の基準)

第6条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次のいずれかに該当すると認め

るときは、使用の許可をしないことができる。

- (1) 使用の目的を達成することができないと認めるとき。
- (2) 常時の介護又は医療を必要とする状態にあるとき。
- (3) 福祉ホームにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 居室その他の設備を使用させることが福祉ホームの管理上支障があるとき。
- (5) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けようとしたとき。

第3条の次に次の1条を加える。

(業務を行わない日)

第4条 福祉ホームは、無休とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、業務を行わない日を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県身体障害者福祉ホーム条例第8条の規定により管理を委託している福祉ホームの管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。(指定管理候補者の選定の特例)
- 3 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第10条第1項の規定により福祉ホームの管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成16年熊本県条例第44号。次項において「手續条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

熊本県身体障害者更生施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第78号

熊本県身体障害者更生施設条例の一部を改正する条例

熊本県身体障害者更生施設条例(平成元年熊本県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(業務を行わない日)

第4条 更生施設は、無休とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、業務を行わない日を定めることができる。

第6条を第11条とする。

第5条第1項を次のように改める。

第5条の規定にかかわらず、更生施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に更生施設において法第5条第3項の身体障害者更生施設支援を受ける者が納める更生施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を收受させることができる。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった更生施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により更生施設の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第4条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第5条 更生施設において法第5条第3項の身体障害者更生施設支援を受ける者は、法第17条の10第2項第1号に掲げる額を使用料として納めなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 更生施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により更生施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得

て、更生施設の業務を行わない日を定めることができる。

(指定管理者の業務)

第7条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 更生施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が更生施設の管理上必要と認める業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県身体障害者更生施設条例第4条の規定により管理を委託している更生施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

(指定管理候補者の選定の特例)

3 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第6条第1項の規定により更生施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めるときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号。次項において「手續条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第79号

熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

熊本県知的障害者授産施設条例（昭和61年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(業務を行わない日)

第4条 授産施設は、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、業務を行わない日を定めることができる。

第6条を第11条とする。

第5条第1項を次のように改める。

第5条の規定にかかわらず、授産施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に授産施設において法第4条第4項の知的障害者短期入所、法第5条第4項の知的障害者授産施設支援又は児童福祉法第6条の2第4項の児童短期入所を受ける者が納める授産施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を収受させることができる。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった授産施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により授産施設の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第4条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第5条 授産施設において法第4条第4項の知的障害者短期入所、法第5条第4項の知的障害者授産施設支援又は児童福祉法第6条の2第4項の児童短期入所を受ける者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 授産施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により授産施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、授産施設の業務を行わない日を定めることができる。

(指定管理者の業務)

第7条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務  
 (2) 授産施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務  
 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が授産施設の管理上必要と認める業務別表中「(第5条関係)」を「(第5条、第8条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県知的障害者授産施設条例第4条の規定により管理を委託している授産施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。  
(指定管理候補者の選定の特例)
- 3 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において、第6条第1項の規定により授産施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、知事が特別な事情があると認めたとときは、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成16年熊本県条例第44号。次項において「手續条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第80号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成16年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ク中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改め、同号サ中「痴呆対応型共同生活介護事業」を「認知症対応型共同生活介護事業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。  
別表第43号中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第81号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

熊本県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(民間事業者が行う書面の保存等における電磁的記録)

第8条 法第44条の3の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第9条の規定を読み替えて適用する場合の条例で定める保存、作成及び縦覧等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例で定める保存 法第14条において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項(法人の設立の時に限る。)、第28条第1項及び第35条第1項に規定する書面の備置き
  - (2) 条例で定める作成 法第14条において準用する民法第51条第1項(法人の設立の時に限る。)、第28条第1項及び第35条第1項に規定する書面の作成
  - (3) 条例で定める縦覧等 法第28条第2項に規定する書面の閲覧
  - 2 前項の規定により書面の保存、作成又は縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存、作成又は縦覧等を行う場合の方法は、熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年熊本県条例第72号)の例による。
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



熊本県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第82号

熊本県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

熊本県交通安全対策会議条例（昭和45年熊本県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

熊本県テクノポリスセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年9月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第83号

熊本県テクノポリスセンター条例を廃止する条例

熊本県テクノポリスセンター条例（昭和61年熊本県条例第41号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第84号

熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項又は熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年熊本県条例第64号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行った申請等に係る使用料又は手数料については、規則で定める方法により徴収することができる。

第5条の見出し中「売さばき」を「売りさばき」に改め、同条第1項中「売さばき人」を「売りさばき人」に、「売さばく」を「売りさばく」に改め、同条第2項中「売さばき人」を「売りさばき人」に改め、同条第3項中「売さばき人」を「売りさばき人」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第7条第1項中「売さばき人」を「売りさばき人」に、「、その他」を「その他」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成17年12月1日から施行する。

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第85号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号イの表熊本県営有料駐車場の項中「333台」を「298台」に改める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第86号

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和34年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1級の項第5号及び第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号及び第8号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第2級の項第4号中「上肢」を「上肢」に、「腕関

節」を「手関節」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改める。

別表第3第1級の項第5号及び第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号及び第8号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第2級の項第5号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第6号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第4級の項第4号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第5級の項4号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第8号中「及び示指」を削り、同表第7級の項第6号中「及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指を失ったもの又は母指以外の4」に改め、同項第7号中「及び示指」を削り、同項第9号及び第10号中「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第8級の項第3号中「手指」の次に「を失ったもの又は母指以外の3の手指」を加え、同項第4号中「及び示指又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指の用を廃したものの又は母指以外の4」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第8号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第9号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第9級の項第12号中「を失ったもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの」を削り、同項第13号中「手指」の次に「の用を廃したものの又は母指以外の3の手指」を加え、同表第10級の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

## 2 正面視で複視を残すもの

別表第3第10級の項第7号中「の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したものを削り、「及び示指以外の3」を「以外の2」に改め、同表第11級の項第7号中「奇形」を「変形」に改め、同項第8号中「1手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第12級の項第4号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第5号中「奇形」を「変形」に改め、同項第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第8号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号中「頑固」を「頑固」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「1手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

## 9 1手の小指を失ったもの

別表第3第13級の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、同項第5号中「を失った」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

## 2 正面視以外で複視を残すもの

別表第3第13級の項第8号を削り、同項第9号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第14級の項第4号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「及び示指」を削り、同号を同項第6号とし、同項第8号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成16年7月1日から適用する。  
(経過措置)
- 平成16年6月30日までに支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償については、なお従前の例による。
- 平成16年7月1日から新条例の施行の日の属する月の末日までに支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償に係る新条例別表第3の規定の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指を失ったもの、母指若しくは示指」と、同表第8級の項第3号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第4号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指の用を廃したもの、母指若しくは示指」と、同表第9級の項第13号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第10級の項第7号中「母指又は」とあるのは「示指を失ったもの又は1手の母指若しくは」と、同表第11級の項第8号中「示指、中指又は環指を失ったもの」とあるのは「中指若しくは環指を失ったもの又は1手の示指の用を廃したものと」と、同表第12級の項第10号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第13級の項第7号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は1手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」と、同表第14級の項第6号及び第7号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。
- 改正前の熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき障害補償年金若しくは障害補償一時金又は遺族補償年金若しくは遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用さ

れる新条例（以下「読替え後の新条例」という。）の規定による障害補償年金若しくは障害補償一時金又は遺族補償年金若しくは遺族補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）については、旧条例の規定に基づき支給された障害補償年金若しくは障害補償一時金又は遺族補償年金若しくは遺族補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例の規定による障害補償年金若しくは障害補償一時金又は遺族補償年金若しくは遺族補償一時金の内払とみなす。

- 5 旧条例の規定に基づき障害補償一時金又は遺族補償一時金を支給された者で読替え後の新条例の規定による障害補償年金又は遺族補償年金を受けることとなるものについては、旧条例の規定に基づき支給された障害補償一時金又は遺族補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例の規定による障害補償年金又は遺族補償年金の内払とみなす。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第87号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年熊本県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県菊池警察署の項中「菊池郡のうち  
西合志町」を削り、同表熊本県大津警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

合志市全域

菊池郡のうち

大津町（熊本空港の範囲を除く。） 菊陽町（熊本空港、同空港の誘導路に隣接する空港外の施設並びに同空港に隣接する国土交通大臣の管理地及び熊本空港給油施設株式会社の範囲を除く。）

阿蘇郡のうち

西原村

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

